

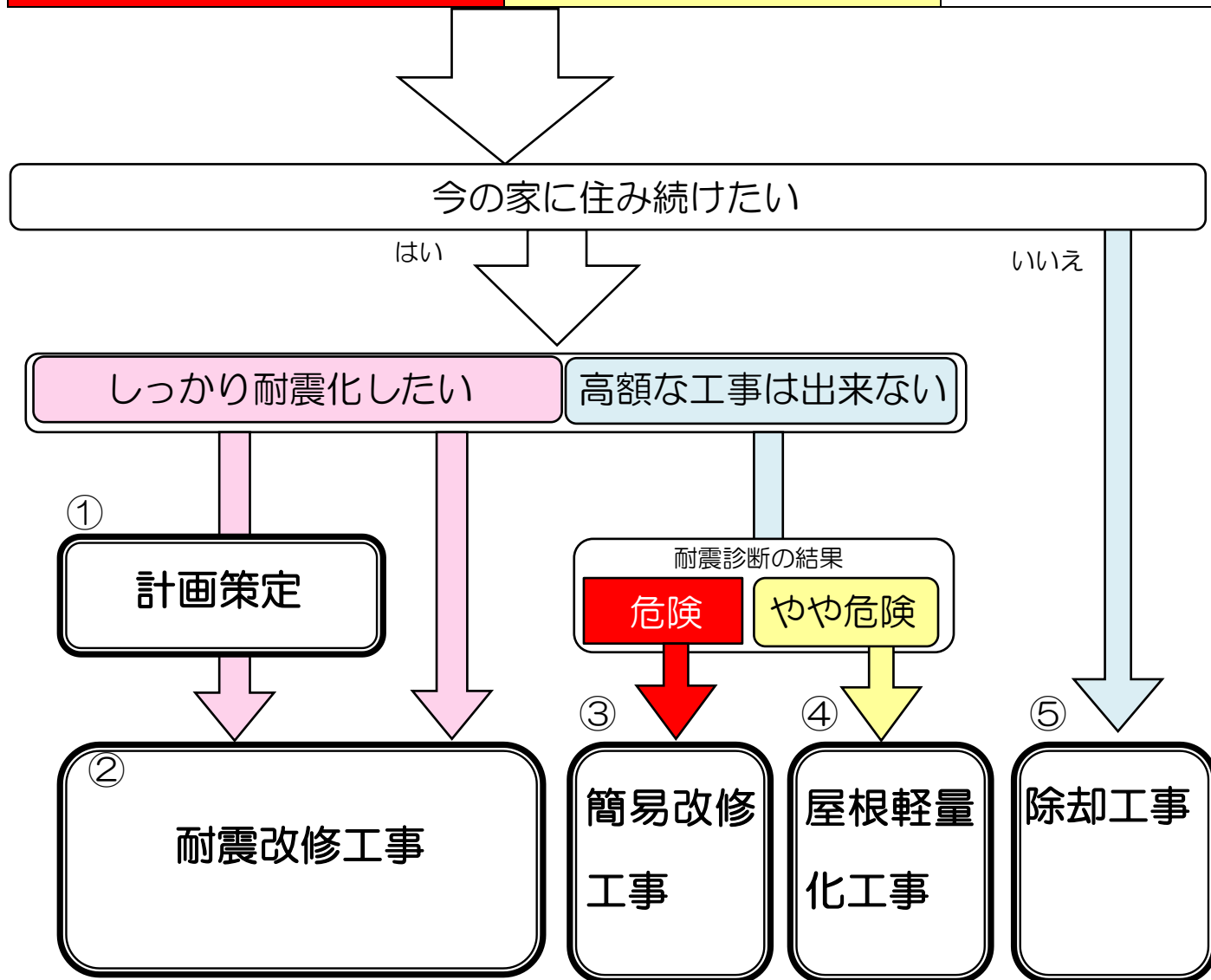
～ 住まいの耐震化をサポートします ～

# 西宮市住宅耐震改修促進事業

2023.4.21 改訂

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震化に要する費用に対して補助を行っています。  
耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された住宅が対象となります。  
多くの方に耐震化に取り組んでもらえるように様々な補助メニューを用意しています。

耐震診断の結果		
評点 0.7 未満 (下記の↓にお進みください)	評点 0.7 以上 1.0 未満 (下記の↓にお進みください)	評点 1.0 以上 補助金対象外
危険	やや危険	一応安全



詳細は建築指導課までお問い合わせください  
TEL : 0798-35-3705

西宮市

## ① 耐震改修計画策定費補助

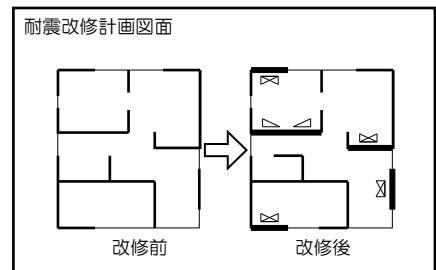
耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された住宅の安全を確保するための設計に要する費用に対する補助

対象者	対象住宅の所有者
対象費用	住宅の安全を確保するための耐震診断及び補強設計に要する費用（消費税を除く）
補助金	戸建住宅 対象費用の 2/3 上限 20 万円 長屋・共同住宅※1 対象費用の 2/3 上限 12 万円/戸 マンション※2 対象費用の 2/3 上限 400 万円/棟 かつ、下記の合計額以下 ～1000 m <sup>2</sup> 部分 2,400 円/m <sup>2</sup> 1000～2000 m <sup>2</sup> 部分 1,000 円/m <sup>2</sup> 2000 m <sup>2</sup> ～ 部分 700 円/m <sup>2</sup>

※1、※2 の申請は前年度 5 月中旬までに協議が必要です

対象住宅 昭和 56 年 5 月 31 以前着工の住宅で違反建築物でないもの

評点 1.0 以上にするために、構造計算をして設計図を作成



※1 長屋・共同住宅とは、戸建住宅または下記※2 以外の住宅です

※2 マンションとは、耐火または準耐火建築物であり、1,000 m<sup>2</sup>以上、かつ地上 3 階以上の住宅で

## ② 耐震改修工事費補助

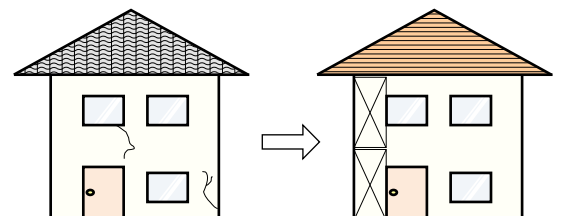
耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された住宅の安全を確保するための工事に要する費用に対する補助

対象者	対象住宅の所有者 所得 1,200 万円以下の兵庫県民（マンション※2 を除く）
対象費用	住宅の安全を確保するための耐震改修工事に要する費用（消費税を除く）
補助金	戸建住宅 対象費用の 4/5 上限 100 万円 長屋・共同住宅※1 対象費用の 4/5 上限 40 万円/戸 マンション※2 対象費用の 1/2 上限 1,000 万円/棟 かつ、下記の額以下 面積に 5,000 円/m <sup>2</sup> を乗じた額

※1、※2 の申請は前年度 5 月中旬までに協議が必要です

対象住宅 昭和 56 年 5 月 31 以前着工の住宅で違反建築物でないもの

評点 1.0 以上の住宅にするために壁に筋かいを入れる、屋根を軽くするなど

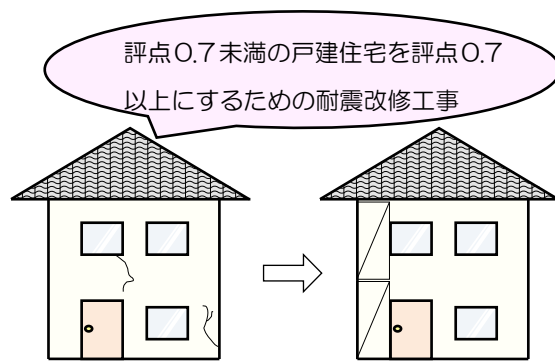


※施工者が住宅改修業者登録制度又は事業者グループに登録している必要があります

### ③ 簡易耐震改修工事費補助

耐震診断の結果「危険」と診断された戸建住宅の耐震性を向上するための工事に要する費用に対する補助

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の戸建住宅で違反建築物でないもの
対象者	対象住宅の所有者 所得が 1,200 万円以下の兵庫県民
対象費用	住宅の耐震性を向上するための計画策定及び耐震改修工事に要する費用（消費税を除く）
補助金	対象費用の 4/5 上限 50 万円

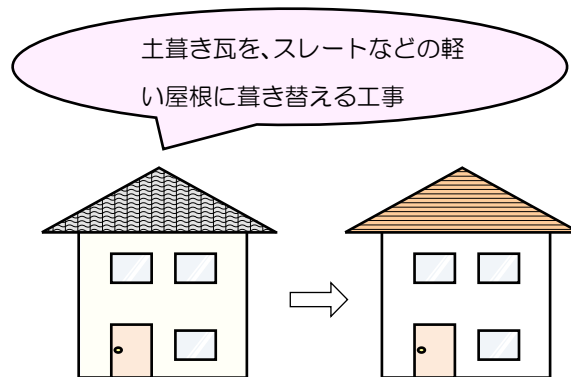


※施工者が住宅改修業者登録制度又は事業者グループに登録している必要があります

### ④ 屋根軽量化工事費補助

耐震診断の結果「やや危険」と診断された木造戸建住宅の屋根の軽量化に要する費用に対する補助

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の木造戸建住宅で違反建築物でないもの
対象者	対象住宅の所有者 所得が 1,200 万円以下の兵庫県民
対象費用	屋根全体を非常に重い屋根から軽い屋根等に軽量化する工事に要する費用（消費税を除く）
補助金	50 万円

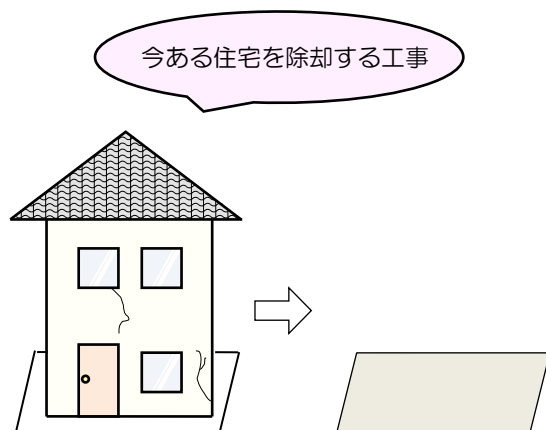


※施工者が住宅改修業者登録制度又は事業者グループに登録している必要があります

### ⑤ 除却工事費補助

耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された戸建住宅の除却工事に要する費用に対する補助

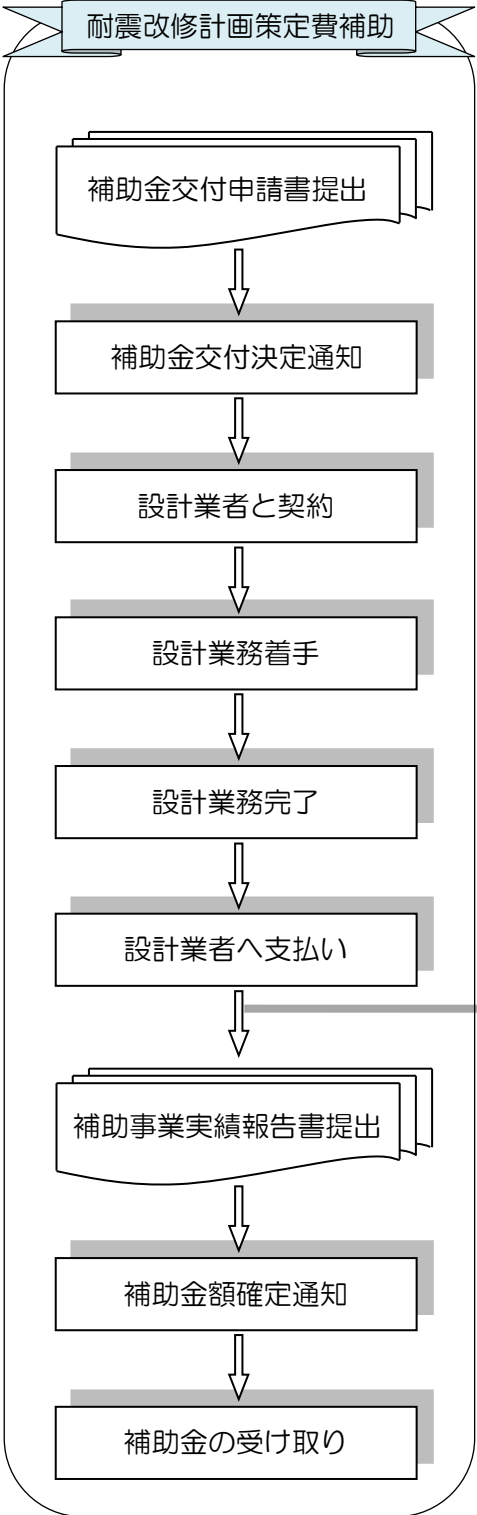
対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の戸建住宅で違反建築物でないもの 西宮市の市街化区域内にあること 地震時の避難経路や緊急車両の進入路となる道路沿いにあること 外壁から前面道路との境界線までの距離が平屋の場合 2m 以内、2 階建て以上の場合 4m 以内に建てられていること
対象者	対象住宅の所有者 所得が 1,200 万円以下の個人
対象費用	住宅の除却工事に要する費用（消費税を除く）
補助金	対象費用の 23% 上限 40 万円



※除却業者が建設業法による許可を受けている、又は建設リサイクル法による登録を受けている必要があります

# 補助金手続きの流れ

例) 「耐震改修計画策定費補助」及び  
「耐震改修工事費補助」を申し込む場合



**※申し込みが予定数に達し次第受付を終了します**

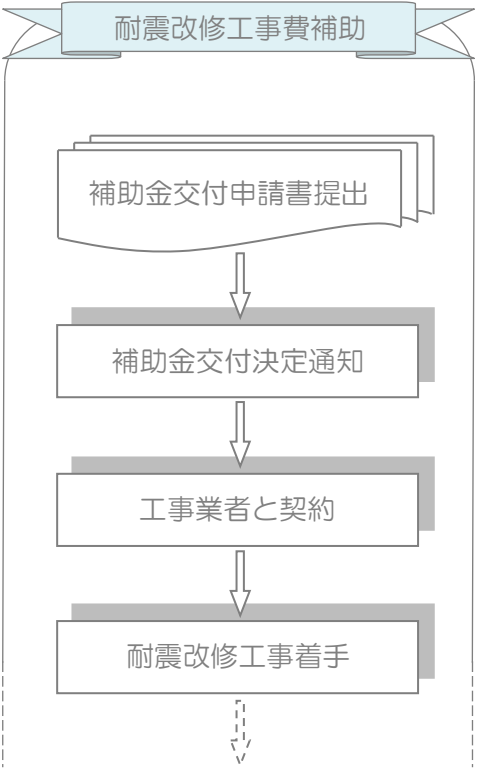
受付から、  
おおむね 30 日

- 注 1 交付決定通知前のご契約・着手は補助対象となりません。
- 注 2 交付決定通知後に事業内容の変更により補助金額の変更があった場合は、別途変更手続きが必要になります。(変更が未手続きの場合は、補助金のお支払いが出来ない場合があります。)

詳細は要綱・要領をご確認ください。  
要綱・要領及び申請様式は建築指導課ホームページからダウンロードしていただけます。

計画策定費補助の実績報告と  
工事費補助の交付申請は同時に提出することができます。

領収書の受領  
15 日以内



～代理受領制度について～  
代理受領制度とは、耐震改修等の費用から補助金相当額を差し引いた金額を申請者が支払い、補助金を業者が市から直接受領する制度です。  
別途手続きが必要ですので、詳細は建築指導課ホームページでご確認ください。